

賀茂真淵の『冠辞考』改訂 其三 (一)

——江戸版諸本の本文および頭注の異同 卷一〜卷五——

柏崎 順子

拙稿「賀茂真淵の『冠辞考』改訂——江戸版諸本考——」（『東海近世』第五号、平成四年十二月）において、(1)『冠辞考』の江戸版は無刊記版・須原屋版・出雲寺版の三種とする通説は誤りで、七種の版が伝存していること、他に未発見であるがもう一種の版が刊行された可能性のあること、未発見のもう一種の版の存在が確認されれば、真淵が門弟あての書簡等において語っている『冠辞考』の改訂作業の各段階と江戸版の諸本とが完全に対応することになること、(2)三版、いわゆる須原屋版までの改訂は、初版の誤刻の訂正で、『冠辞考』の本格的な改訂とは区別されるべき改訂であること、(3)『冠辞考』の本格的な改訂作業に対応する版木の入木修正を行なうのは四版以降の諸版であること、(4)通説にいう明和二年の改訂作業に対応するのが四版と考えられること、(5)明和四年に真淵が本居宣長に「当年両度に大分改候而判も為直候」と報じている両度の改訂作業のいずれかに対応するのが五版と考えられること、(6)六版、いわゆる出雲寺版が刊行されたのは、明和六年夏以後のことと、六版を明和四年の改訂作業に対応する版と

してきた通説は誤りであること、以上の諸点を明らかにした。前掲拙稿においては諸版の本文および頭注の異同に関しては、その概略を示すことしかできなかったたので、ここにその詳細を示し、拙稿の論拠を明らかにする。

凡例

一、再版以後の諸版において本文および頭注の入木修正が行なわれた箇所を、初版の当該箇所とともに掲出した。ただし、七版に関しては、前掲拙稿に述べたような性格の異同であるので、記載は省略する。

一、版面の大きさを考慮して初版、三版、六版の三欄をもうけ、再版あるいは四版・五版の入木修正箇所については、末尾に(再)あるいは(四)(五)を付記して、三版あるいは六版の入木修正箇所との区別を示した。前掲拙稿に明らかにしたように、三版までの入木修正は初版の誤刻の訂正で、四版から六版までの入木修正が本格的な本文および頭注の改訂作業に対応する訂正であるところから、このように整理して示すことにしたのである。

一、入木修正箇所は、巻数、丁数、行数(算用数字)の順に表示した。

一、各版の入木修正箇所を、国立国会図書館蔵甲本(初版)・西尾市立図書館岩瀬文庫蔵甲本(初版)にほどこされた本文および頭注の訂正書き入れ、ならびに消去の指示と対応する箇所については、末尾に次のような略字を付記した。

〈国墨〉 国立国会図書館蔵甲本に加藤枝直が墨でほどこした訂正書き入れ

〈国朱枝〉 同本に加藤枝直が朱でほどこした訂正書き入れ

〈国朱千〉 同本に加藤千蔭が朱でほどこした訂正書き入れ

〈国抹〉 同本で文字・句読点をこすって抹消した箇所

〈国捺〉 同本で当該箇所形状にあわせた木片に墨を塗布し、それを押捺して抹消を指示した箇所。墨の塗抹によって判読不可能な箇所は□で表示した。

〈岩朱淵〉 西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵甲本に賀茂真淵が朱でほどこした書き入れ

〈岩墨淵〉 同本に賀茂真淵が墨でほどこした書き入れ

〈岩朱澄〉 同本に深川真澄が朱でほどこした書き入れ

〈岩墨澄〉 同本に深川真澄が墨でほどこした書き入れ

〈岩捺〉 同本で当該箇所形状にあわせた木片に墨を塗布し、それを押捺して抹消を指示した箇所。墨の塗抹

によって判読不可能な箇所は□で表示した。

以上の略字で表わした本文および頭注の訂正書き入れ、ならびに消去の指示に該当しない訂正箇所が一箇所ある。

①と表示した箇所である。この箇所は西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵甲本では〈岩捺〉の方法で抹消が指示されているが、国立国会図書館所蔵甲本では当該部分に朱線を引き、右側に墨で訂正の書き入れがほどこされている。この箇所は前掲拙稿に述べたように書き入れた人物の特定に成功していない。したがって同本の〈国墨〉の書き入れと區別して右のように表示した。

	初版	三版	六版
<p>一の二ウ3</p> <p>一の三オ6</p>	<p>青やまの</p> <p>○ひなハ田^{ナカ}居^{ナカ}中也。そのたるなかの上下を略き、且ゐとひを通ハせてひなどいへり。即ゐなかつても田を略きていふにて同じ意なるを思へ</p>	<p>青やきの(再)〈国墨・岩朱淵〉</p>	<p>○比奈^{ヒナ}ハ日^ヒの下^シ也。こハ本天より天つ国をいふ言なるを、天孫降ませしより、其宮^{ミヤ}所^{トコロ}を、天つ宮とも日の宮とも申し、御食^{ミケ}国^{クニ}を、天の下とも日の下ともいふ。故に比能志^{ヒノシ}多^タの能志多^タを約^{ツク}めて比奈^{ヒナ}と^{ツク}いふ也。<small>三言約也</small></p> <p>(五)〈国朱千・岩墨澄〉</p> <p>此事のよしハ、万葉考の別記にくハし。(五)〈国朱千・岩墨澄〉</p>
<p>一の三オ頭注</p> <p>三番目</p>	<p>ひなを字にてハ、鄙又田舎なと書へし。万葉ハもとより、紀にも夷の字書たるハ、こゝの語にハあたららず。</p>	<p>ひめすがハラ (再)〈国捺・岩捺〉</p>	<p>座^{イワシテ}而^{アガ}天^{アガ}(五)〈山岩墨澄〉</p>
<p>一の三ウ5</p>	<p>ひめすがハラ 一つたなはし</p>	<p>座^{イワシテ}而^{アガ}天^{アガ}</p>	
<p>一の五オ4</p>	<p>座^{イワシテ}而^{アガ}天^{アガ}</p>		

一の五ウ3	高市郡
一の六オ2	かるのミチ かりぢのいけ
一の六ウ3	鳥垣立 <small>トクラテ</small>
一の六ウ9	大和国高市ノ郡に有なるべし。 輜路ノ池も同じ所ならむ。 <small>或説に輜路池を加賀国にありといふハよしなし。長ノ皇子の出て遊ひたまひ。人まゝの供奉せしなど。都近きこと知へし。古ハハ地をバよます</small>
一の十四オ8	又略きてあさけ
割注右	いもがめしば見て
一の十八ウ頭	いふも音便さるべけれハ従ひぬ
注4	(再) 国朱枝・岩墨淵 いふも音義さるべけれハ従ひぬ
十市郡〈岩墨澄〉	十市郡〈岩墨澄〉
(五) 岩墨澄	かるのミチ (五) 岩墨澄
大和国高市ノ郡に有なるべし。(四) 大和国高市ノ郡に有 (五) 岩墨澄	大和国高市ノ郡に有なるべし。(四) 大和国高市ノ郡に有 (五) 岩墨澄
又 あさけ (五) 国朱千・岩墨	又 あさけ (五) 国朱千・岩墨
澄	澄

一の十九オ3 割注右	雄略	安康(五)〈国朱千・岩墨澄〉
一の十九ウ1)	よめるか如く、時ならでもその地に専らあるものなれば冠らせつらむ。	よめるか如し(五)〈国朱千・岩墨澄〉
一の十九ウ頭 注4)	紀にも見ゆ、こゝハ仁徳天皇の古宮也。	紀にも見ゆ。(四)〈国朱千・岩墨澄〉
一の二十一オ	又あしなへの	又あしなへの(再)〈岩朱淵〉
一の二十二オ	阿志比紀能	阿志比紀能(再)〈国朱枝・岩朱淵〉
一の二十三オ 頭注ウ	(空白)	後考万葉十四に、於布之毛等、許乃母登夜麻乃、麻之波尔毛、能良奴伊毛我名、可多尔伊氏牟可母、この上三句は、生る繁本の此本山の真柴の如くにも云也、本とハ木だちをい

一の二十四ウ

8

一の二十三オ

青繁木
アノビキ

冠らせたり。いと晴たる蒼ぞらにあ

青繁木 (再) (国墨・岩朱淵)
アヲシキ

冠らせたり (五) (国朱千・岩墨澄)

へり。孝徳天皇紀に、摸騰渠登尔、
播那波左該騰摸とよめり。しかれば
此生本の山てふ言をもて阿志備木の
山といひて冠辞とせし也けり。何ぞ
といはゞ、かの之母等ハ繁木也。安
之備木の之備木も繁木にて、備の濁
ると美と通ふ例も既いへるが如し。
かくて何と於ハ五十音の始の阿と終
の於と、隅違に通ハシ云ハ、譬ハ母
を阿毛とも於毛ともいひ、於多伎を
阿多期と云類也。その於布の布を籠
てあとのみ云ハ、生るを於布るとい
ふを、又阿礼ますともいふが如し。
此本文ハいまだしき考へなれハ今改
む。(国朱千)

9	<p>る花雲ハ青くみゆる物なれハ、即見 るまゝに春雲とはいふ也。</p>
2	<p>一の二十五オ とよめるこの意也</p>
8	<p>一の二十五ウ 依網原<small>ヨシノハラ</small></p>
2	<p>一の二十六ウ 山叙<small>ヤマノジ</small>、云云、こハいまだ意得ねど試 にはゞ、先青バたといふを思へ ハ、推古紀旗<small>ユキナ</small>に画給ふと有ハ、他の 国の青旗の如くて、且襲<small>ウツ</small>をもつけた る歟、さらバ青旗の襲とつゞけしに や、<small>於佐加ハもと於志坂を略ける語なれ</small>又古 へ行幸などにハもとよりにて、葬に も太政大臣幡<small>ハタ</small>二百竿など令に定めら れ、風土記にも<small>常</small>いろ／＼のはたた てし事見ゆれハ、旗多く立ておし行 意にておし坂につゞけて、青バたに</p>

<p>とよめる〈国朱千・岩墨澄〉</p>	<p>依網原<small>ヨシノハラ</small>(五) 〈山石墨澄〉</p>
<p>山叙<small>ヤマノジ</small>、云云此青幡ハ白幡也、さて忍 坂の言、刑部<small>オウケ</small>の官名に通へバ、白幡 の於佐加<small>オサカ</small>とハつゞけたり、其よし ハ、忍坂を古へより於佐加とハ唱れ ど、実ハ於志佐加<small>オシサカ</small>を略し物なれハ、 紀、集、式ともに、字ハ忍坂押坂な ど書つ、又刑部も、令に犯人を推鞠<small>オシト</small> 檢投<small>ケンナウ</small>といひて、於志加我奈間部<small>オシカガナヘベ</small>なる を、於佐加部<small>オサカベ</small>と唱ふ、<small>於志加の、志加の</small> <small>約め佐なれバ也</small> かくて卷二に、<small>天智天皇崩給</small>青旗乃、 小旗能上乎、<small>天智天皇崩給</small>賀欲布跡羽<small>カボツト</small>とよみ給へ</p>	

<p>一の二十七ウ 頭注</p>	<p>6 一の二十七オ</p>	<p>ハさのミかゝハラぬやも知侍らず。</p>
<p>(空白)</p>	<p>なら □□□ なら (再)〈国捺・岩捺〉</p>	<p>るも、白ハたにて、喪葬の衣帷幡など白麻布を用ゐらるゝこと、紀令、集などの旨也、又降人ハ素幡を挙て参る事紀に見ゆ、然れハ降人犯人を刑部省<small>ツカサ</small>の召て推問にハ、素幡を挙て参らする故に、白幡の推かゞなへてふ意にて此冠辞ハおく也けり、その降人犯人ハ死につくよしにて、葬と同じ素幡素服を用るなれハ、かた〈かなへり、新撰姓氏録に、竹田連の十市ノ郡刑坂川と書るも縁あり、</p> <p>(四)〈国朱千・岩墨澄〉</p> <p>荷田大人<small>呂</small>東方ハ、青瓊<small>ニ</small>の檐<small>す</small>とつゞけしなるへし、檐<small>す</small>の子ハ青玉<small>ミ</small>の如くなれハ也といハれき、是やすらかにしてよろしけれハ先いふへきに、忘れ</p>

一の三十四オ 6	借字也。さて前条にいへる如く、宝とハ貴明玉の意なるを思へバ、多如あら ^カ の多加を下へとりて、明玉 ^{ミョウジュ} の貴 ^{タカ} してふ意にて、年にいひかけしなるべし。多加を約め略きて登 ^ト といふも例あり、多加反多なるを、二廻通ハセバ、多登志 ^{タトシ} を、としといはんも同じ意也。
一の三十九オ 6	夏衣
一の三十九オ 10	山城の
二の三ウ9割 注右	皇子
二の五オ1	言義之鬼尾 ^{ナギリノモノノビ}

麻衣(再)〈国墨・岩墨淵〉

山との(再)〈国朱枝・岩墨淵〉

て後にしるしぬ。〈国朱千・岩墨澄〉 借字也。かくて此あら玉ハ、明玉 ^{ミョウジュ} 也。としハ光 ^{ミツ} してふ意也。其豆良 ^{チウリョウ} の反多なるを登 ^ト に転して年 ^{トシ} にいひつゝけたる類ハ、あられふりとほ、梓弓引とよ国、打渡すたけ田などの如く多き也。〈国朱千・岩墨澄〉	王子(四)〈岩墨澄〉	言義之鬼尾(四)〈岩墨澄〉
---	------------	---------------

二の十五オ4

より乃名ならん。さらハ磯城ノ郡に有へし。

二の十五オ5

等彌神社あり。又同式に添下部にも登弥添下部に登弥。郵ありと見ゆ。何れを今にあてんや。その所の人に向へし。

二の十六ウ3

てあるを、それ過ても末をいはずで下へかき分ておけハ、放髪とも振分髪ともめざしともいふを、よきほどに生成りてハ、ひたひを上へかきあげて中をゆひて末をばすべしぬると見ゆ。是を髪を上ともゆふとも撞入ともいふなるべし。天武紀に、十一年年までハ、女も結髪て冠せしを、また十五年に、婦女垂髪干、背猶如故とあり。さらハ此の後ハ愈て垂髪なりけん。右の結髪とハことにて、たゞ中を結て末を垂るなるへしとハいふ也。さらハ右の垂髪干背と有も後世の倣とハことにて、頭のあたりにて結てたるゝにやと覚る事あり

よりの名にてやまとの磯城ノ郡に有也。〈岩墨澄〉

等彌神社あり。〈国朱千・岩墨澄〉

それより後ハさらに長からしむ。よきほどの女と成ても、其髪をあげぬほどをバわらハといへり。さて男して後にあくる事あり是を髪あぐともかきれとも髪たぐともいふと聞ゆ。且古への書を考るに、男ハ頂に二つに分てゆひ。女ハ頂に一所ぞ結びし也。中頃の代と成て女の髪あけたる様、古き絵などに見ゆるに、そハ仮髪などしてふさやかなれと、結べるハ一ところ也。これに思ふ事多かれハ委しくハ万葉考の別記にいふ。

(四) 〈岩墨澄〉

<p>二の二十才頭 注²</p>	<p>御幸を持ち、</p>	<p>御幸を待に、(再)〈国墨・岩朱淵〉</p>
<p>二の二十一才</p>	<p>のたまん</p>	<p>のたまん(再)〈国墨・岩朱淵〉</p>
<p>二の二十五ウ 2</p>	<p>罕^{カシ}</p>	<p>罕^{カシ}〈国朱枝・岩朱淵〉</p>
<p>二の二十五ウ 9</p>	<p>および およすげ</p>	<p>なりに〈岩朱淵〉</p>
<p>二の二十六才 3</p>	<p>用るまゆハ、仁徳の御時に渡れる</p>	<p>用るまゆハ、いといにしへに渡れる 〈岩墨澄〉</p>
<p>二の二十六才 頭注⁵</p>	<p>又こゝに養蚕と有ハ、仁徳御時この 方の蚕をもて、神代の蚕をしらしめ たる也。</p>	<p>(削除)〈国朱千・岩墨澄〉</p>

<p>二の二十六ウ 頭注</p>	<p>生をぶといふは於比反ハ宇なるを□ 宇布同し韻なれハ布とふハ□ざれる か□奈の音に□□□唱ふる時ハ宇 の音ゑとなる也</p>	<p>(削除) (再) (国捺・岩捺)</p>
<p>二の二十七オ</p>	<p>兼名苑</p>	<p>兼名苑 (再) (国抹・岩朱淵)</p>
<p>二の二十八オ</p>	<p>和泉国と河内の国のさかひに有なる へし。</p>	<p>大和国と河内の国のさかひに有 (四) (国朱千・岩朱澄)</p>
<p>二の二十八ウ</p>	<p>よりたわめる所の有故に、名に負し にや侍らん。</p>	<p>よりたわめる所の有故に、名に負し (四) (岩墨澄)</p>
<p>二の三十オ頭 注5</p>	<p>いふと聞ゆぬれハ、</p>	<p>いふと聞ゆぬれハ、(再) (国墨・岩 朱淵)</p>
<p>二の三十一オ</p>	<p>相格良思吉 <small>アヒカクラシキ</small></p>	<p>相格良思吉 (四) (岩墨澄) 相格良思吉 (五) (岩墨澄) <small>アヒカクラシキ</small></p>

二の三十一オ 頭注く同ウ	格ハ借字にて、妻を相聘 <small>ウ</small> をいふ。○ 神明式によるに、此三山ともに十市 郡にあり、且此御哥の委しき事ハ万 葉に注しつ。	三の一オ4	かげろひの	かぎろひの(再)〈国朱枝・岩朱淵〉	(削除)(四)〈国朱千・岩墨澄〉
三の四オ3割 注左	夕さり 火 いは	夕さり 日 いは〈国朱枝・ 岩朱淵〉	三の四ウ2	二云、此ニつハ葬など也、 の火也	二云、 千・岩朱淵 など也、(五)〈国朱
三の五ウ8	も、万葉に葬の火をも、か。	も、 千・岩墨澄 か(五)〈国朱	三の六ウ4	楨	楨〈国朱枝・岩朱淵〉
三の六ウ7	頰 <small>ナ</small>	頰 <small>ナ</small> (再)〈国墨・岩朱淵〉			

三の七ウ 2	筏	筏(再)〈岩朱淵〉	
三の九オ 8	今のかぢてふ物ハ古へ聞えず八十 [↑]		今のかぢの事にハあらず、八十 [↑] 〈岩墨澄〉
三の十オ 9 割	おほやけ [。] つかひ	おほやけ [。] つかひ 〈国抹・岩朱淵〉	
注右			
三の十四オ 6	○又此処ハ左右に山ありて、内ハ長く広くて、入べき口 ^ノ の狭かれバ、隠リ口 ^ノ のはつ瀬てふ意ともすべし。されど猶前なるぞ古き意なるべき。		(削除) (五) 〈国朱千・岩墨澄〉
三の十四オ 10	などハ、余り。	などハ、余り 〈国抹・岩朱淵〉	
割注右			
三の十四ウ 8	処の字ハとゝのミも訓を、		処の字ハとゝのミ 訓を、(五) 〈岩墨澄〉
割注右			
三の十五オ 4	迷惑 ^{マドク}	迷惑 〈国朱枝・岩朱淵〉	

<p>三の十八ウ 3 和<small>ナ</small>といへるにや、是らもいまだ穩<small>ナ</small>ならず、或説</p>	<p>三の十八ウ 5 泣といはんハおぼつかなし、されど此上にも</p>	<p>三の十八ウ 7 とよめるハ、名木を泣にとりて、泣沾せし衣てふ意にて、かくよめりとも聞ゆれば、暫したがふべき歟、猶ことなるこゝろの有ぬべくハ覚ゆれど、おちなくてえも聞ひ得がたし、</p>	<p>三の十九ウ 6 従<small>ナ</small>異鳴<small>ナ</small>、こハことに意得ず、先今本に大分青を</p>	<p>三の廿オ 5 大分青馬ハ純青なる意にて、ひたあをのこまとよむべきにや、さらバ右</p>
--	---	---	--	--

<p>和<small>ナ</small>といへるか何<small>レ</small>にも冠<small>ノ</small>ミ也、しかるを或説〈岩墨澄〉</p>	<p>泣といふことはハなし、此上にことに〈国朱千・岩墨澄〉</p>	<p>とよめるを思ふらめど、そハ一説を伝へて先挙し物にて、実ハ此所に雨にあひて同時によみし哥なるが、別になれる也けり、さて古の冠辞も、一首に、心通如くふと聞ゆるもあれど、よく思へハさハあらぬもの也、 〈国朱千・岩墨澄〉</p>	<p>従<small>ナ</small>異鳴<small>ナ</small>、ある人これを先今本に大分青を</p>	<p>景行記に豊前<small>オホノキナ</small>に碩田<small>オホノキナ</small>国<small>ニ</small>。其ノ地形 廣大亦麗。因<small>ナ</small>名<small>ニ</small>碩田<small>一</small>也。<small>此云於保岐陀</small></p>
---	-----------------------------------	---	---	---

三の廿才頭注

のひたちとつゞけし如く意得べし。又ましろのこまともよまんにや。さらバ真君とつゞきし如く真の一ことにかけて意得べし。又ハ此三字ハ大に春を分つてふ意にて書しか。然らバまぶちのこまとよみて、つゞけハ右の真君に同じとすべし。

豊後国に大分郡と書て於保伊多と喝ふるハ、同国風土記に此郡を碩田と書しに依に、さのミことなる意もなし。又月令広義に、四月を小分龍五月を大分龍といへるハ、その下に隔^{ムラサキ}輦雨の事なりと見ゆれば、この次の説の意あり。

豊後国に大分郡と書て於保伊多と喝ふるハ、同国風土記に此郡を碩田と書しに依に、さのミことなる意もなし。又月令広義に、四月、小分龍五月、大分龍といへるハ、その下に隔^{ムラサキ}輦雨の事なりと見ゆれば、この次の説の意あり。(再)〈国捺・岩朱淵〉豊後国に大分郡と書て於保伊多と喝ふるハ、同国風土記に此郡を碩

又豊後国風土記に。碩田郡と有を。和名抄に。同国の同郡を大分郡^{伊多}と書り。此三書を合せ思へハ共に大きなりといふのミ。然れハこの大分青も大きに白きてふ事を。かく書しハ古人の例の筆ずさみなるを知ぬ。さて大分青ハましろと訓べし。大白と真白ハ意異ならねハなり。○衣手よりハ右の真若^{マツ}の条に云如く。真一言にかゝるなり。〈国朱千〉

(削除)〈国朱千〉

注 四の五ウ3割	三の廿五オ10	三の廿四ウ9	注1 三の廿四オ頭	注 三の廿二オ頭
もみちバ	其姿之 <small>ソノカタチ</small>	牡	多	多武山八十市郡にあり
注左				
四の九ウ2				
□ □ □				
とねり				

田と書しに依に、さのミことなる意もなし。又月令広義に、四月・小分龍五月・大分龍といへるハ、その下に隔鞞雨ムラサメの事なりと見ゆれば、こゝの次の説の意あり。(三)

〔削除〕〈岩墨澄〉

都(再)〈国朱枝・岩朱淵〉

特(再)〈国朱枝・岩朱淵〉

其姿之〈岩朱淵〉
ソノカタチ

もみち〈岩朱淵〉

とねり〈国捺・岩捺〉

四の九ウ5}

思ひ得がたけれど古ことによりて試
にはゞ、立竹のくミといふを転し
て、きみといひかけたるにや、その

四の十オ1

竹といふを約めて、むかしハくミ竹
といへりけん、

四の十オ7}

○凡から国には、中頃より物々に字
を作りてあて侍るを、すへら御国に
は、一つ語を多くの物に転し用る
也、譬ハくもりをつゞめてくもとい
ひ、きりといふ、きとくと音かすミと
いふも赤ぐもりの意也、かハあかの
に通ひ、みハくゞもり、こもり、くま、
もりの反、くろき、くろきなどいふも皆右と同
し語なるを、或は体或ハ用或は転し
などして、その名となりたる也され
バ右のくまがしもくミ竹も、こもり

思ひ得すとすれど古ことによりて考
るに浅篠竹のくミといふを転して、
きみといひかけたる也、その〈国朱
干〉

竹といふを約め転してくミ竹といへ
りけん、〈国朱干〉

後に考るに、右に籠コサリを久美と云しハ
さる事ながら、云の次で前後也、先
さす竹の古毛利といふ三言を約れバ
幾と成故に、幾美に冠らせ、さて其
幾と久ハ同音を転して久美ともいふ
也、是に右の事を合せもて君とつゞ
けしを知へし、○佐須竹てふハ、佐
ハ阿佐アサの略也、須ハ志奴シヌの約にて、
浅篠竹てふ言なる事、上に挙げ巻十
一の刺竹サシタケ、幽隱有云々、次に、神奈備
之浅小竹原アサノコタケノハラとよめるにても知へし、

四の十ウ9

冠らするなるへし。

かにくまぐましき意にて。そのこもりをきみに通ハしてつづくるものくもりをきりといひまたあかぐもりをかすミといふがごとくの語の通ひを思ふべし

四の十一オ5

)

○刺竹ハ立竹也。古事記に夜久毛多都伊豆毛と有を。万葉に人万八雲刺出雲とかき。且古事記に^{身行意富迦}波良能^{ウエツサ}宇恵具佐。万葉に^{卷十ウエツサ}四宇恵多^{ケノ}氣能^{モトサ}毛登^{ハトヨミ}左倍登興美。神代紀に^注所植此^ニ云^ニ多底^ヲ婁^トなど有を交へミれハ。刺も立も宇恵も古へハ同じことにて。生立^{オヒタテ}である謂也けり。

其阿佐を佐とのミ云ハ。佐苗^{サノエ}佐蔵^{サゾウ}などの如し。^{但さなへハ和さ苗にて。和ハ若の下略。さハ阿さの上略也。さわらひも同。}又直に浅つ菼^{アサ}茅^カなどもいへり。且これらハ薄きをいふにあらず。ちいさく短きを云り。○小竹をハ古へしぬともしのもいひてなゆ竹の事也。それハ本も葉もこちたきまで繁き物なれハ籠^{カゴ}とハいひなすつ。(国朱千)

冠らするなり。(国朱千)

○或人ハ刺竹ハさゝ竹の通音と思へれど。然らハ小浪^{コナミ}。さゝ良萩^{ヨシハギ}などの如く直に佐々竹とこそいはめ。是をいづこにてもさす竹といひ分しからハ。みだりに通音とすべからず。仍て今浅しぬ竹と解こと右の如し。古言ハかく委しくいへるを。おのれ七十余の齡にして心得て此考を改めた

<p>又下のさゝらがたの所にいふ刺重を小車とする時ハ、比刺もさゝの意とすへし、後世ハおしてさゝ竹とよめり</p>	<p>四の十五オ6 } こはおぼつかなし、先鈴には今も見ること折たる口有故に、折鈴とハいふ歟、釧ハ既久部ノにいへる如く臂の環なれハ、鉸具もてまつひ著ん物にて、折といはんよしなからんか、こを思へハ、こゝは久志呂と鈴をひとつ物にいひしにやあらん。</p>	<p>四の十五ウ6 } つゝけしにや、下の</p>	<p>四の十九オ5 } 江にあり、されども額田と邑智ハ河内にもあり、河内の磯長も本は息長と同一ことゝも覚ゆれハ、もしくハ此筑摩も河内のならんか、こハこゝろミにいふのミ</p>
	<p>こはおぼつかなし、先鈴には今も見ること折たる口有故に、折鈴とハいふ歟、釧は既久ノ部ノにいへる如く臂の環なれハ、鉸具もてまつひ著ん物にて、折といはんよしなからんか、こを思へハ、こゝは久志呂と鈴をひとつ物にいひしにやあらん。〈国墨・岩朱淵〉</p>		
<p>り、〈国朱千〉</p>	<p>こは、先鈴には今も見ること折たる口有故に、折鈴とハいふ、釧は既久ノ部ノにいへる如く臂の環なれハ、鉸具もてまつひ著ん物にて、折といはんよしなし、こを思へハ、こゝは久志呂と鈴をひとつ物にいひしなり〈国朱千〉</p>	<p>つゝけし也、下の</p>	<p>江にあり、(五)〈削除〉〈国朱千・岩墨澄〉</p>

四の二十一ウ	卷名也 <small>マケルナナリ</small>
2	
四の二十九オ	よめるならんかし
4	
四の三十一ウ	<p>こはには鳥の卒とつゞけて。卒とは<small>サツ</small>雌雄<small>メオス</small>ひきふるをいふ抑<small>おさ</small>しながてふ事ハ既神風の条にいへる如く。かの級長津彦<small>ナツヒコ</small>級長戸辺命<small>イナトベノミコト</small>ハ大御神の息<small>オキ</small>より成給へハ。志長と息長<small>オキナガ</small>ともし事也。されバ志長鳥と息長鳥<small>オキナガトリ</small>とハ同じ物にして。息長鳥ハ鷓鴣<small>ニホトリ</small>の事なる也。いかにそなれハ。卷二十に爾保<small>ニホ</small>杼里能<small>シリノ</small>於吉奈我河波半<small>オキナガガハハ</small>多延奴等<small>タエヌト</small>母<small>ハハ</small>古事記に美本杼理能<small>オキナガガハハ</small>迦豆伎伊<small>カソヅキイ</small>岐豆岐<small>キソヅキ</small>云云。この息長河と潜息<small>カソツキ</small>づきとを対へ見ハ志らるべし。此鳥ハ。和名抄に鷓鴣<small>和名</small>野鳥<small>ノ</small>小而好没水<small>小</small>中<small>中</small>也と云り。かく水底にいりて浮</p>

卷名也 (五) (岩墨澄)	マケルナナリ
よめるならんか (岩墨澄)	
<p>こは和名抄に胡鷲<small>阿万</small>とあるものにて。田舎人ハ即雨鳥とも。尾長鳥ともいふにあたれり。其鳥の大き。鴨<small>ヒメトリ</small>ハかりにて。頭黒く。背より尾かけてうす縹色<small>ハナヂ</small>にて。尾長くふさやかに垂たり。かくて雨のふらんとする時に。いづこよりともしらず群わたり来て。里の林園などに木づたひ遊ぶが。其雨の多く降に及びてハ。又いづちともなく去うせ侍り。其尾をしり尾とも。しりともいひ。且しりを。しとのみ略きいふこと。しりくめ繩をしめなは。備中の後月郡を。しづきなどの類いと多し。然れハ右</p>	

出てハ、カサ潜の海人の如く長く思オモづく故に、には鳥のおき長川ともいひかけしならん。又ハ水底に入て久しくあることハ、息長きものよくする事なればいふか、さて巻五に、ニ保鳥爾能、布多利那良毗為、卷十八に、尔能、布多利那良毗為、卷十八に、尔能、保騰里能、布多理、雙坐、卷三に、水鴨成、二人雙居なとありて、には鳥も鳧鶩の類にて、雌雄ひきあつゝある物故に、卒とハつゞけたる也けり、古事記に、和賀韋泥斯、伊毛波ワスレノ、和須礼士、また牟良登理能、和賀牟礼伊那婆、比氣登理能、和賀比氣伊那婆とあるも、卒て行をいへハ、相照しみるべし。○巻九に、跡上総國、水長鳥、安房尔継有、梓弓、末乃珠名者云、こは右にいふ如く息長き鳥なれハ、人の長嘆息するにハ、声を引て嗚呼といふに譬て、あのひと語につゞけしなるへし。又あはとあつゝと韻の通へハ二語までにかゝれし卷十四に哥於妨人、於吉尔須りともすべし

のしか尾長き故にし長鳥といひ。且必群卒てあそぶに依て、る奈の地のゐにいひかけし也○巻九に、總國、水長鳥、安房尔継有、梓弓、末乃珠名者云、こは尻長鳥ハ雨に出る故にあま鳥といふぞのあまを略きてあとのミいふも常なれハ、安房の安一つにつゞけたりとす。又万と波と韻通へハ、安方を安房に転してつゞけたるにも有べし。是も冠辞の例也。さて用を先いひて体を次にいふも、奥鳥味経乃原などの類いと多し。胡鶩の事を漢語借てふ物に、此鳥ハ雲中につき、大かた人にしられぬ鳥也、雲中に巢をなしこうむなど有、いふにもたらぬ事ながら、かの何所より来るともしられぬいふにて、是も尾長鳥の一つの類と成ぬ、さて夏の雁ハ今も二荒山の山上の湖の辺に栖といひ、郭公ハ山中の洞、朽木のうつつほなどにをる也、然れハ此尾長鳥もほととぎすの如き所に隠れをるならんをそら言ひのむもの、當世の國にすむ、死出の山より通ふ、雲の中にをるなどいひなせる也けり、そをから国人のそらごとをこゝろ得ぬ人ハ本草などいふものになつミ又ハ他し國人に向などしていよ、まどへり此國の事ハ此國の事をもて明らかき也。○又古事記に足取王といふを紀にハ彌鳥皇子と書と名抄に猿子鳥阿止氏鳥群飛如列卒之滿山林など有と

毛キ、平ヒラ加母カモ乃母ノ己呂ココロ、也左ヤサカ可カ利ドリ。
平加母乃母己呂、此鳥群飛如山林、故
 伊伎豆イキマ久伊毛クイモ乎ハ、於伎氏オキノ伎努キヌ可母カモ。
伊伎豆久伊毛乎、此鳥群飛如山林、故
 この意は沖に栖ヤサカて八尺ヤサカの長嘆ナガゲキする鳥
 のごとく、妻の別に臨ミて、長嘆ナガゲキ息イを
 つきて悲ウレミつるをたとへたり。此小
 鳥も即ツにほどりなる事哥コの意にてし
 らる。集中シュウジュウに百不足ヒャクブツ、八尺ヤサカ乃嘆ノゲキとよ
 ミたるも、長嘆息ナガゲキイの事なればむかへ
 見るべし。○又おもふに欽明紀キンメイキに
阿止、此鳥群飛如山林、故
 臘鳥ラクリ皇女ミコノてふあり、和名鈔ワナシに臙猪鳥ウヅリ
阿止、此鳥群飛如山林、故
 里サトまたいふ猶子鳥ユダコトリ、此鳥群飛如山林、故
名猶子、此二つを合せ見れハ、志長ハ
鳥也、此二つを合せ見れハ、志長ハ
 猶長ユダカの略歟、そのむれ飛故トビコトに卒スと
 つゞけ、その名あとりなれば安房ヤナギと
 もいひかけしにやともおもほゆ。人
 考カウてえらミとらんかし。息長川イダナガハ、
天武紀に近江軍戦、息長横河、
天武紀に近江軍戦、息長横河、
 諸陵シヨウ式シキにも、息長イダナガ墓ハカハ近江国坂田サカタ、
諸陵式にも、息長墓ハ近江国坂田、
 郡クニにありとしるされしかハ近江ミナソノな
 り。さらハ右ハ近江ミナソノにてよミし古歌

右ハ雨鳥アメトリの略と聞て溝山林ミヅノヤマノてふ似たりもし
 右の尾長鳥ビシナガトリと向きを伝へに依て別とするか
 朱千・岩墨澄シユチ・イワスミ 〆国

<p>四の三十一ウ 頭注三番目</p>	<p>を、河内にての宴にうたひしならん。古へさる類多し。<small>又河内の石川郡の磯長も、本於磯長の略にて侍らん事ハ前に云が如し。然らハ只河内にての哥ならんか。こハおほつかなし。</small>級長を略て志那といふハ例あり</p>
<p>四の三十一ウ 頭注</p>	<p>(空白)</p>
<p>四の三十三オ 頭注</p>	<p>又雨降べきさきに頭黒く背ハなだなる鳥の。群て里の林などへ出るを。田舎人ハ尾長鳥といへり。もし是を尻長鳥といふにやとも思ふ事侍りしが、いかにぞや覚ゆること有て専らハあけず 今昔物語などにも、近江の坂田郡に</p>

物の俄に多くつどふ事を譬て、あまどりのわくが如しといふ。田舎人の言、即よく此鳥にかなへり。〈岩墨澄〉

○物産者流、胡蘆の字により、本草に依ていふハとらず。こゝにハ右の和名抄をかりに挙いふのミそ。

(削除)

五の十一ウ頭	委ハ奈ノ部にいふ。	委ハ奴ノ部にいふ。〈国朱枝・岩朱
五の十一ウ8	緒にうつし貫をいふか。さて移を	緒にうつし貫をいふ。さて移を
五の十一オ9	弱 <small>ヨク</small>	弱 <small>ヨク</small> (五) 〈岩墨澄〉
1	五の九ウ頭注 卷十一に玉限石垣淵 卷十二に	朱枝・岩墨塗 卷十二に〈国
6	近江大津の事也。さてこの宮に仕 まつれる采女なれハ大津之子とよめ るなるべし。	近江大津の事也。(五) 〈岩墨澄〉
四の三十八オ	近江大津の事也。さてこの宮に仕 まつれる采女なれハ大津之子とよめ るなるべし。	近江大津の事也。(五) 〈岩墨澄〉
9	出雲ノ国造ノ神賀	出雲ノ国造ノ神賀 〈岩墨澄〉
四の三十四オ	息長氏の人あり。かく後までもさる 事見えたれバ。中々に古へしるべき 事也。	

注 4	五の十二オ4	下の奈ノ部	淵	下の奈ノ行〈国朱枝・岩朱淵〉
	五の十二ウ2	初にハ、玉よ貫とつゞけしにやと思ひつれどまだしかりき。		またハ、玉よ貫とつゞけしにや此如き瀧ハ助辞なる例もある也。〈国朱千〉
	五の十八オ5	添て延たる也。卷一に情佐麻弥之とよめるハ、心淋しなるに、まの語をくはへたりとミゆ。		添て延たる也。〈国朱千・岩墨澄〉
	五の二十一ウ	其頸所嬰		其頸所嬰
	五の二十一ウ	統之瓊、また乙登多奈婆多廻、汗奈餓勢屢。		統之瓊、また同紀の一書に汗奈餓勢屢。〈国朱千・岩墨澄〉
	五の二十二オ	粹		粹〈国墨・岩朱淵〉

5	五の二十五ウ	譬へたらんとおぼゆ、ハた前にハ此次の句に。
8	五の二十五オ	たのむ、梓弓てふをも引しハ用ゐず。
7	五の二十五オ	を冠らせしならんと覚え、神楽哥に。
2	五の二十五オ	置 ^{ク、ナハ} り著 ^{ソク} 山てふなるへし、前にハ。
10	五の二十二ウ	よくかへ

よく(く・整形)かへ(岩朱淵)

楯名附山といふなるへしそのよしハ	〈国朱千〉(置 ^{ク、ナハ} り著 ^{ソク} 山てふなるか、
を冠らせしなりけり神楽哥に、(国朱千)〈を冠らせしならん	神楽哥に(五)〈(岩墨澄)〉
たのむ、梓弓てふをも引へし、(五)	〈国朱千・岩墨澄〉
譬へたらんともおもほへしを猶此次の句に(国朱千)〈譬へたらんか、	此次の句に(五)〈(岩墨澄)〉

8	五の二十五ウ	けつらんとおもひつるハ、強 <small>ツ</small> ことなるべく思ひなりぬ、されど後の考の為に捨す。		けつらん〈国朱千〉へけつらんと思ひなりぬ、上も後の考の為に捨す、(五)〈岩墨澄〉
10	五の二十六オ 10 割注右	加 <small>カ</small> 部に挙たる。	古 <small>コ</small> 部に挙たる、〈国墨・岩朱淵〉	
7	五の二十七ウ	つぬハ綱なるを		つぬハ布なるを(五)〈国朱千・岩墨澄〉
8	五の二十八ウ	例の借字のミ、 <small>精綱ハ海人の用るを見るに甚白き物也</small>		例の借字のミ、(五)〈岩墨澄〉
8	五の二十八ウ	鷺坂山ハ、山城乃久世にて前にも書たり		(削除) (五)〈国朱千・岩墨澄〉